

# 定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

## 1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
<b>福祉保健部</b> ・子ども・子育て課 （保育・幼稚園室） （高岡子育て支援センター） （福岡子育て支援センター） （万葉なかよし保育園子育て支援センター） （福岡児童館） ・保育所（川原、戸出、戸出東部の各保育園） ・保険年金課 ・健康増進課（保健センター） ・きずな子ども発達支援センター  平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 2 年 11 月 2 日 ） 令和 2 年 11 月 26 日
	実 施 場 所
	監査委員室

## 2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄      玉 井 隼 也      樋 詰 和 子

## 3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

## 4 監査の主な実施内容

令和元年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

## 5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

### (1) 意見

ア 少子化が進んでいる中、安心して妊娠・出産し、子育てができる体制づくりが重要であると考え。引き続き放課後児童クラブの拡充をはじめ、各施策事業の推進に取り組まれない。

[子ども・子育て課]

イ 本市においては20代～30代の若年保育士が約9割を占めていることから、若年保育士の人材育成を図るため、子育てがひと段落した潜在保育士を活用するなど、保育の質の向上に努められない。

[保育所]

ウ 国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療の健康診査の受診率・実施率の向上は、疾病の発生や進行の抑制につながり、将来的には医療費の削減も期待できる。今後も被保険者の健康のため、保健事業等の取り組みに努められない。

[保険年金課]

エ 健康づくりを推進することは、市民の健康増進に加え、医療費の抑制効果も期待できることから、引き続き健康づくり推進員をはじめ、自治会等の地域の関係団体と協力・連携しながら、健康づくりに関する正しい情報提供や啓発活動に努められない。

[健康増進課]

オ 心身の発達に特別な配慮や支援が必要な児童にとって、家族のように寄り添い支援を行うきずな子ども発達支援センターは非常に重要な施設である。本施設の持続可能な運営のためにも、国や県とも連携しながら利用者の受け入れ拡大に努められない。

[きずな子ども発達支援センター]